(趣旨)

第1条 この規則は、三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)及び条例において使用する用語の例による。

(条例に規定する公表の方法)

- 第3条 条例に規定する公表の方法は、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。
 - (1) 所管課への備付け
 - (2) 市のホームページへの掲載
 - (3) 市の広報紙への掲載
 - (4) その他効果的に市民に周知できる方法

(条例等に規定する提出の方法)

- 第4条 条例及びこの規則(第13条に規定する場合を除く。)に規定する意見、文書の提出の方法は、 次に掲げる方法とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、提出方法を指定すること ができる。
 - (1) 持参
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ装置を用いた送信
 - (4) 電子メールの送信

(公募委員になることができる者の範囲)

- 第5条 条例第11条に規定する募集に応募できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、附属機関により市民意見を聴く手続の対象事項の内容に応じ、当該範囲を制限すること等ができる。
 - (1) 市内に住所を有する者(以下「在住者」という。)
 - (2) 市内で働く者(前号に掲げる者を除く。以下「在勤者」という。)
 - (3) 市内で学ぶ者(前2号に掲げる者を除く。以下「在学者」という。)

(パブリックコメント手続における意見の提出)

- 第6条 条例第13条の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 対象事項の案に対する意見
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(意向調査手続の結果の公表事項)

- 第7条 条例第15条第2号の規定により公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 意向調査手続の名称
 - (2) 意向調査手続の目的、方法及び対象
 - (3) 意向調査手続の実施時期
 - (4) 回答率及び集計結果
 - (5) 事務局の名称
 - (6) その他市長が必要と認める事項
 - (ワークショップ手続に参加できる者の範囲等)
- 第8条 条例第16条に規定するワークショップ手続に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、ワークショップ手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、 又は参加できる者を指定すること等ができる。
 - (1) 在住者
 - (2) 在勤者
 - (3) 在学者

- (4) 市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) ワークショップ手続に係る事案に利害関係を有するもの(前各号に掲げるものを除く。)
- 2 条例第16条第4号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1) ワークショップ手続の名称
 - (2) ワークショップ手続を行う目的
 - (3) ワークショップ手続に係る対象事項の内容
 - (4) 開催の日時及び場所
 - (5) ワークショップ手続で出された意見の概要
 - (6) 事務局の名称
 - (7) その他市長が必要と認める事項
 - (公述人となることができる者の範囲等)
- 第9条 前条第1項の規定は、条例第17条第1号ウに規定する公述人(同条第4号及び第5号による学識 経験を有する公述人を除く。)となることができる者の範囲について準用する。
- 2 条例第17条第1号ウに規定する公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出するものとする。
 - (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
 - (3) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項
 - (公聴会手続の記録)
- 第10条 条例第17条第8号の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 公聴会手続の名称
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 公述人の氏名及び住所
 - (4) 公述人の意見又は答弁の概要
 - (5) 議長の氏名及び事務局の名称
 - (6) 公聴会の議事の経過
 - (7) その他市長が必要と認める事項
 - (意見交換会手続に参加できる者の範囲等)
- 第11条 第8条第1項の規定は、条例第19条第1号ウに規定する意見交換会手続に参加できる者の範囲について準用する。
- 2 条例第19条第3号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1) 意見交換会手続の名称
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 参加した者の氏名(不特定多数の者を対象とする意見交換会にあっては、参加した者のおおよその人数)
 - (4) 市長が説明した対象事項の案の概要
 - (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長の考え方
 - (6) 事務局の名称
 - (7) その他市長が必要と認める事項
 - (その他の手続の公表事項)
- 第12条 条例第20条第1号に規定する公表する事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 対象事項の内容及び関連する事項
 - (2) その他の手続の内容
 - (3) 日時及び場所を定めて行う場合は、日時及び場所
 - (4) 当該その他の手続に参加できる者の範囲
 - (5) その他の手続を実施するために必要な事項
- 2 条例第20条第2号の記録には、概ね次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1) 対象事項の内容及び関連する事項
 - (2) その他の手続の内容
 - (3) 日時及び場所を定めて行った場合は、日時及び場所

- (4) 参加した者の氏名(不特定多数の者を対象とするその他の手続にあっては、参加した者のおおよその人数)
- (5) 参加した者からの意見の内容
- (6) 事務局の名称

(まちづくり提案の方法等)

- 第13条 条例第21条第1項による提案を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長 に持参又は郵送により提出しなければならない。
 - (1) 提案者の氏名及び住所
 - (2) まちづくり提案の内容及び理由
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 提案の内容
 - (2) 提案代表者の氏名
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
 - (2) 提案を受けた政策に対する市長の考えと理由
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(まちづくり提案における意見陳述)

- 第14条 市長は、条例第21条第4項の規定による意見を述べる(以下「意見陳述」という。)場を設けるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行う期日までに相当な期間をおいて、その日時及び場所を通知するものとする。
- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、意見陳述の日時の変更を申し出る ことができる。
- 3 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができる。 (まちづくり提案における再検討の申し出)
- 第15条 条例第21条第5項の規定による申し出は、同条第3項に規定する公表の日から起算して15日 以内にしなければならない。
- 2 前項の再検討の申し出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 再検討を申し出る提案の名称又はその内容
 - (2) 再検討を申し出る理由
- 3 第13条第2項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第2項に規定する公表について、第 13条第3項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第3項に規定する公表についてそれぞ れ準用する。

(市政参加市民名簿の登載事項)

- 第16条 条例第22条に規定する市政参加市民名簿の登載事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 氏名、住所及び連絡先
 - (2) 参加を希望する分野
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
 - (三田市事務処理規則の一部改正)
- 2 三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号)の一部を次のように改正する。 「次のよう〕略
 - (三田市の組織及びその事務管理に関する規則の一部改正)
- 3 三田市の組織及びその事務管理に関する規則(平成16年三田市規則第9号)の一部を次のように改正する。